

めぶきニューヨークレポート

MEBUKI NEW YORK REPORT

2018年 10月号

- ◇ 【 調査レポート 】 ニューヨークにおけるセクハラ防止に向けた動き・・・ P. 1
- ◇ 【 トピックス 】 強い米国雇用市場と物価への影響・・・ P. 3
- ◇ 【 NY ライフ 】 ニューヨークの日本食スーパー「ダイノブ」・・・ P. 5
- ◇ 【 米国マーケットレポート（9月） 】・・・ P. 6
- ◇ 【 ニュース一覧 】・・・ P. 7

常陽銀行ニューヨーク駐在員事務所
712Fifthavenue 8th FL
TEL : +1-347-686-8420
E-mail : newyork@joyobank. co. jp

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。

発行元：常陽銀行市場国際部



調査レポート

ーニューヨークにおけるセクハラ防止に向けた動きー

近年、米国では職場でのセクシャルハラスメント（セクハラ）が大きな問題となっています。さらに、昨年以降始まった「#MeToo」（セクハラ被害告発）や「Time's Up」（セクハラ被害撲滅）といった運動が後押しする形で、セクハラ防止を強化する動きは全米で広がりを見せています。

今回は、ニューヨークにおける、州、市それぞれのセクハラ防止に向けた法整備、および雇用主としての義務等についてレポートします。

1. ニューヨーク州の動き

(1) 雇用主が保護すべき従業員の範囲拡大

ニューヨーク州法は、セクハラから保護する対象者として、これまでは従業員にのみ適用されていました。しかし、今年4月12日以降、契約に基づいてサービスを提供する者（請負業者やその下請け業者、販売会社、コンサルタント等）およびニューヨーク州にある雇用主の職場で役務を提供する個人にまでその適用範囲が拡大されています。なお、雇用主の職場以外で役務を提供する者はこの限りではありません。

(2) 雇用契約における新たな制約

今年7月11日以降、雇用主は雇用契約を作成する際、以下の2点を考慮することが必要となりました。一つ目は「秘密保持条項への制限」です。これは申立人が希望した場合を除き、セクハラを事実関係に含む申立ての和解・合意・解決に秘密保持または非開示条項を含めてはならないというものです。二つ目は「仲裁規定への制限」です。これは同日以降に締結した雇用関連契約に含まれる仲裁規定のうち、セクハラを申立てを仲裁で解決することを強制する条項を無効とするものです。これらの制限により、セクハラが公になり易くなることから、雇用主はセクハラに対して、より慎重な対応を迫られます。

(3) セクハラ研修の義務化

アンドリュー・クオモ知事は、今年4月に州議会が可決した法案に署名し、同州はカリフォルニア、コネチカット、メイン各州に続きセクハラ防止研修が必須となりました。今年10月9日に発効となり、州内にある全ての企業でセクハラ防止研修が義務化されることとなります。

研修は全従業員が対象となり、インタラクティブな（双方向型の）研修を毎年実施するとともに、ハラスメント防止指針を明示すること等が義務付けられています。特に従業員数に関する記載もないため、基本的に一人でも従業員がいれば研修を実施しないと解されています。雇用主は今年10月9日から来年1月1日までの間に全従業員に対して最低限の研修を実施しなければならず、その後、年に1度研修を行う必要があります。また、新規採用の従業員に対しては、雇用開始日から30日以内にトレーニング

グを実施しなければなりません。

2. ニューヨーク市の動き

ビル・デブラシオ市長は、今年 5 月 9 日、職場でのセクハラ防止に向けた複数の法案に署名しました。そのほとんどは州法と重複しています。ニューヨーク市で会社を営み、従業員を抱える雇用主は、州法に加え、主として以下の義務があります。

(1) パンフレットおよびポスター作成の義務付け

今年 9 月 6 日以降、ニューヨーク市の雇用主は全ての新規採用者に対して、①法律において、セクハラが違法な差別の一形態であること、②セクハラの説明およびその具体例、③ニューヨーク市人権委員会等の利用可能な行政上の苦情申立手続きに関する情報、④セクハラを申立てたことに対する報復禁止、等を含むパンフレットを配布しなければならなくなりました。また、「反セクハラのコストと責任」に関するポスターを職場の共有スペースに掲示することなどが求められています。

なお、以上のパンフレットとポスターは、ニューヨーク市人権委員会のウェブサイトからダウンロードすることが可能です。

(2) セクハラ研修の義務化

研修に関する法律は来年 4 月 1 日に施行され、インターンを含む従業員 15 名以上を有する雇用主に対して適用されます。市の要求事項は州の要求事項よりもより具体的かつ広範囲なものとなっています。その内容は、全ての雇用主はその従業員全員に対して、セクハラ防止に向けたインタラクティブな研修を毎年実施することが義務付けられ、また年間 80 時間以上就労する従業員を新たに採用する際には、雇用から 90 日以内に研修を受けさせる必要があります。さらに、研修を受けた従業員の署名を入れた確認書を含む研修記録を最低 3 年間保存することが求められます。

3. まとめ

ニューヨーク州・市で制定・改定されたこれらの法律は、あらためてセクハラ問題を浮き彫りにする形となりました。

全米にセクハラ防止対策強化の流れが広がるなか、新しい法律は州・市に従業員がいる全ての雇用主に適用されることから、雇用主は法を遵守するため、セクハラ防止に向けた方針を見直す等の態勢整備が必要となっています。

以上

【ニューヨーク駐在員事務所 首席駐在員 飯塚 藤郎】

トピックス

－強い米国雇用市場と物価への影響－

9月発表の8月米雇用統計は、平均時給の伸びが2009年以来の水準まで回復する強い内容となったことで、今後の物価上昇期待が強まっています（9月28日時点）。今回は足元の米国の雇用状況と物価への影響についてレポート致します。

1. 強い米国の雇用市場

8月米雇用統計は非農業部門雇用者数が引き続き堅調なペースでの増加を維持しました。特に平均時給は前年比+2.9%と2009年以来の高い伸びを記録しました（図表1）。

また、米労働省によると7月JOLT（求人労働異動調査）求人件数は693.9万件と予想667.5万件を大幅に上回り、過去最高を記録しました。自発的な離職者数も360万人と統計を開始した2000年12月以降で最高となり、離職率は2.4%と2001年4月の水準まで回復しています（図表1）。これらのデータは雇用環境の改善から、

労働者が賃金面等について、より待遇の良い職場環境を求める傾向が強まっていることを示唆しており、転職に対して楽観的な見方が強くなっています。以下、9月の雇用関連のトピックスを紹介します。

(1) 企業の動向

9月13日、小売大手ターゲットは今年のホリデーシーズンの雇用を昨年の10万人から12万人に増やすと発表しました。また、パート雇用の時給も現在の12ドルから2020年末までに15ドルに引き上げるとしました。ネット経由の注文が昨年の2倍近くになる見通しで、人材確保を強化しています。

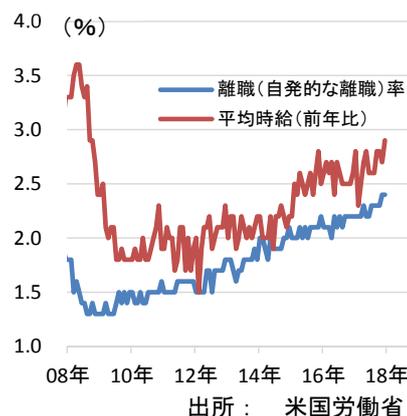
9月17日、輸送大手のフェデックスが6-8月・第1四半期の決算を発表しました。売上高は予想を上回ったものの、前期に比べ人件費が11%上昇したことや燃油高騰によって、営業利益が予想を下回りました。それでもCEOは、「通期見通しは需要が強く非常に楽観的に見ており、従来予想を上回ると見ている」、「2,000億ドルの追加関税でも影響は軽微で、企業の投資スタンスは依然として強いようだ」とコメントし、人件費をカバーできるだけの米国経済の強さを強調しました。

(2) マクロ指標（企業の景況感）

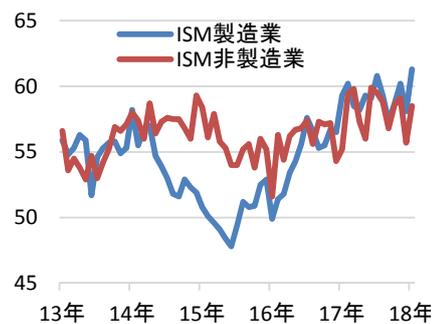
① ISM 製造業、非製造業景況指数

9月初旬に発表された8月ISM製造業、非製造業景況指数（※）における雇用の項目は、製造業が58.5、非製造業が56.7と足元で再び見通しが改善し、全体の指数も好調を維持しています（前頁図表2）。特に製造業は6ヶ月

図表1： 平均時給と離職率



図表2： ISM 製造業・非製造業景況指数



ぶりの高水準となり、今後も米景気拡大が維持されるとの見方を市場関係者が強める内容となりました。

(※) 全米供給管理協会 (ISM) が算出する製造業、非製造業の景況感を示し、景気転換を図る先行指標のひとつ。50 がよし悪しを測る分岐点となり、50 以上は良いとの判断になる。購買、供給管理責任者を対象にしたアンケートを元に算出される。

② NFIB 中小企業楽観指数

9月11日発表の8月NFIB中小企業楽観指数は108.8と45年の歴史の中で、過去最高を記録しました。前回の最高値は1983年のレーガン政権下の108で、レーガン大統領もトランプ大統領と同様、大規模、広範な税制改革を実施し、米国の好景気を支えました。

中小企業は2007年以降で最大規模の設備投資を計画し、強い個人消費に対応すべく在庫を増やしています。また、新規雇用についても過去最高の意欲を示しており、ビジネスに対して楽観的な見方を強めています。

(※) 米独立企業連盟 (NFIB) が毎月公表する米国の中小企業の景況感を調査した指標のことで1986年を100として、算出される。

図表3： NFIB 中小企業楽観指数



2. 賃金上昇による物価への影響

賃金上昇が足元で鮮明となってきたことで、物価の先高感が強まっています。また、米中の関税引き上げによる輸入物資の価格上昇によるコストインフレ、原油価格の上昇なども物価上昇要因として意識されています。

一方で、足元では米ドル高、新興国通貨安の影響から、米国の物価上昇を抑制しています。8月コアCPI (消費者物価指数)は衣料品が前月比▲1.6%と70年ぶりの大幅なマイナスを記録し、物価の伸びが予想外に鈍化しました。

今後もドル高の影響によって、物価の上昇が限定的となれば金利上昇に一定の抑止力として作用するとの指摘もありますが、仮に米ドル指数の伸びが鈍化すれば、物価上昇が加速しやすく注意が必要です。金融市場では物価の先高感を織り込む動きから、米国10年債利回りは2.90%から3.10%付近まで急上昇し、物価連動債への需要も強まっています。

3. まとめ

米国企業の多くは今後の景況感について楽観的であり、市場参加者は今後の賃金上昇トレンドが維持されやすいとの見方を強めています。米金融市場、特に金利の動向を占う上で、米国の雇用市場および物価の動向に引き続き注目です。

【ニューヨーク駐在員事務所 高信 喜博】

ーニューヨークの日本食スーパー「ダイノブ」ー

日本人がニューヨークに滞在し、現地の生活に慣れたとしても、やはり日本食は恋しくなります。今回は、日本食スーパーとしてニューヨークで3店舗を展開する「ダイノブ (Dainobu)」についてご紹介します。ダイノブは、1916年に創業した熊本県に本社を置く会社で、生鮮食料品店やコインランドリー等の運営を行っています。ニューヨークでは、08年に1号店(47丁目)をオープンし、12年に2号店(56丁目)、14年に3号店(13丁目)と徐々に店舗数を拡大しています。ダイノブで取り扱う商品は、多岐に渡っており、生鮮食品だけでなく日本産の化粧品や雑貨等も扱っています。総菜コーナーには幕の内弁当や唐揚げ丼等といったお弁当を扱っており、昼食時には日本人だけでなく現地の米国人や中国人等も頻繁に訪れています。

価格帯に関しては、品物にもよりますが、輸送費等もある為、日本の約2~3倍となっております。日本では、一般的なスーパーのお弁当は500円以内で買えるものが多いですが、こちらは10ドル(約1,100円)近くする商品が多いです。茨城県産の納豆は、2ドル(約220円)と日本の約2.5倍の値段ですが、ニューヨークで納豆を食べられることを考えれば、決して高い買い物では無いかもしれません。



(参考) 店内の様子

ニューヨークで食料品を購入する際は、ホール・フーズやトレーダー・ジョーズなどのローカルスーパーが一般的ですが、日本食の取り扱いが限定的であり、自宅で日本食を調理したい人にとっては、ニーズを満たしていないことが現状です。その中で、ダイノブの様な日本食スーパーは、ニューヨークに滞在する日本人が「何を欲しいのか」という点を考慮した商品を扱っており、必要不可欠な存在になっていると言っても過言ではありません。日本食ブームが拡大する中、新店舗のオープンや、新たな日本食スーパーの参入が期待されます。

(参考) マンハッタンの主な日系スーパー

店舗名	運営会社 (本社所在地)	店舗数
ダイノブ	榊台信商店 (熊本県)	3
サンライズ・マート	SUNRISE (ニューヨーク)	3
片桐	KC セントラル貿易(株) (東京都)	2

【ニューヨーク トレーニー 小室 謙一】

米国マーケットレポート (9月)

○マーケット情報

市場	指標	9月末	8月末	月間騰落額	月間騰落率
株式	NYダウ	26,458.31	25,964.82	+493.49	+1.9%
	ナスダック	8046.35	8109.54	-63.18	-0.8%
債券	10年債利回り	3.06	2.86	0.20	+7.0%
為替	ドル/円	113.76	111.03	+2.73	+2.5%
	ユーロ/ドル	1.1618	1.1602	+0.0016	+0.1%
商品	原油先物(WTI)	73.25	69.8	+3.45	+4.9%
	金先物	1,191.50	1,201.60	-10.10	-0.8%

出所: Bloomberg

○米国市場の概況 (9月)

【株式市場】貿易摩擦懸念が残る中、過去最高値を更新

9月のNYダウは、一時26,800ドル付近まで上昇し、過去最高値を更新。月中旬に、トランプ大統領による対中関税第3弾が発表されるも、税率が10%と予想を下回る内容が好感された。但し、下旬に掛けては、中国が当面米国と再交渉はしないとの報道を受け、軟調な推移に転じた。中国による対米報復関税が継続すれば、トランプ大統領は税率を25%に引き上げる可能性もあり、引続き米中貿易問題には留意。

【債券市場】米10年債利回りは一時3.1%台に上昇

9月の米10年債利回りは、一時今年5月以来となる3.1%台に上昇。堅調な経済指標や株高を受けたリスクオンによる債券売りが進行。9月FOMCは、市場予想通り政策金利の25bps利上げ(2.0%→2.25%)を決定。但し、パウエルFRB議長がインフレに対して慎重な見方を示したことから、利上げペース加速の観測が後退し、3.0%台半ばに低下した。

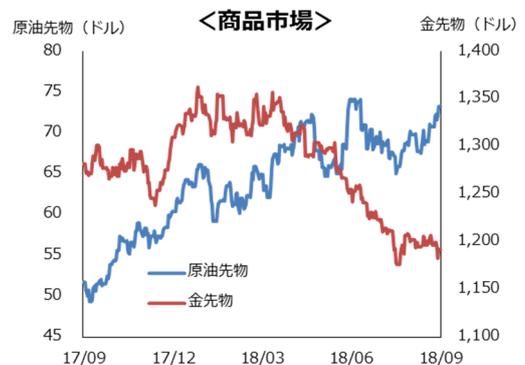
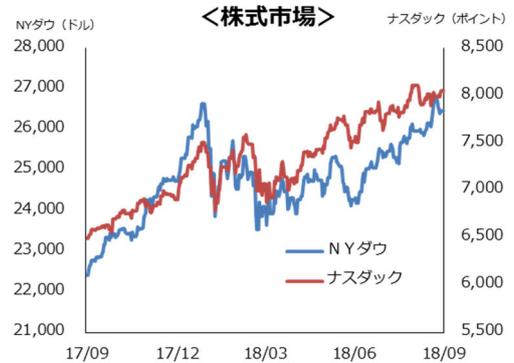
【為替市場】ドル/円は113円台後半に上昇

ドル/円は、米金利上昇や株高等によるリスクオンの動きを受け、年初来高値となる113.70円まで上昇。IMM円売りポジションも4週連続で売り越し幅増加となり、円売りの動きが加速。

【商品市場】原油価格は7月以来となる73ドル台に上昇

原油価格は、石油輸出国機構(OPEC)と非加盟のロシア等の主要産油国が、23日の会合で増産を見送ったことを受け、上昇。11月発動予定の米国による対イラン制裁も、原油需給逼迫懸念となり、相場を押し上げた。

金価格は、ドル・インデックスの上昇を受けた割高感から1,200ドル割れと軟調に推移。



ニュース一覧

(2018年9月のニュースを抜粋、日付はBloomberg掲載日であり、あくまで参考となります)

●経済(発表順)

- ・ISM製造業総合景況指数:8月は61.3と予想(57.6)を大きく上回る(9/4)
- ・非農業部門雇用者数:8月は前月比+20.1万人と予想(+19.0万人)を上回る(9/7)
- ・失業率:8月は3.9%(前月比+0.1%)。賃金は前年比+2.9%と09年6月以来の伸び(9/7)
- ・消費者物価指数(コア):8月は前年比+2.2%と予想(+2.4%)を下回る。被服費が下落(9/13)
- ・小売売上高:8月は前月比+0.1%と予想(+0.4%)を下回る。自動車や衣料品が減少(9/14)
- ・ミシガン大学消費者マインド指数:9月は100.8に上昇し、今年3月以来となる100超(9/14)
- ・住宅着工件数:8月は前月比+9.2%と増加も、先行指標となる許可件数は同▲5.7%(9/20)
- ・中古住宅販売件数:8月は前月比変わらず。住宅価格上昇を受け、購入を控える動き(9/20)
- ・CB消費者信頼感指数:8月は138.4と予想(132.1)を上回り、01年1月以来の水準(9/25)
- ・新築住宅販売件数:8月は前月比+3.5%と予想(+0.5%)を上回り、3ヶ月ぶりのプラス(9/26)

●金融政策(米国・欧州)

- ・EU財務相・中銀総裁、ECB利上げへのユーロ圏経済の耐性議論へ(9/4)
- ・ニューヨーク連銀ウィリアムズ総裁:逆イールドをためらうべきではない(9/6)
- ・サンフランシスコ連銀:次期総裁にメアリー・デーリー氏を指名。ハト派色強まる可能性(9/14)
- ・9月FOMC:政策金利は、市場予想通り25bpの利上げを決定(2.0%→2.25%)(9/26)
- ・パウエル議長:景気後退リスク見られずー利回り曲線平坦化は注視(9/27)

●政治

- ・米トランプ大統領:対中関税第3弾を24日発動 税率は当初10%(9/17)
- ・米ポンペオ国務長官:難民受け入れ上限を約3割削減、19年度は3万人に(9/17)
- ・米ポンペオ国務長官:北朝鮮を近く訪問へ、2回目の米朝首脳会談準備(9/24)
- ・米トランプ大統領:金融当局に再び不満表明ー利上げのわずか数時間後(9/26)
- ・米トランプ大統領:NAFTA再交渉、カナダとの合意に近いー関係者(9/30)

●企業関連

- ・インテル:米関税、賦課されれば5Gの発展阻害もーロイター(9/9)
- ・キャタピラー:米中貿易摩擦による売上高への影響まだ見られず(9/15)
- ・テスラ:米連邦検察当局がマスク氏の声明巡り刑事捜査ー関係者(9/18)
- ・フェイスブック:EUの消費者保護ルールになお抵触ーロイター(9/19)
- ・GE(ゼネラル・エレクトリック):9年ぶり安値、タービン問題やイラクでの受注不透明感で(9/24)
- ・フォード:CEO、トランプ政権の金属関税、利益を10億ドル押し下げ(9/26)
- ・テスラ:マスク氏、SECと和解ー会長職辞任し2000万ドル支払い(9/30)

(出所:各種新聞、ブルームバーグ等)